

平成30年8月9日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県地方独立行政法人
神奈川県立産業技術総合研究所評価委員会
委員長 田中 則仁

意見書

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第1項の規定により、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所から提出のあった平成29年度財務諸表を貴職が承認することについて、神奈川県地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

承認は妥当である。

以上



平成30年8月9日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県地方独立行政法人
神奈川県立産業技術総合研究所評価委員会
委員長 田中 則仁

意見書

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第40条第3項の規定により、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の平成29年度の利益に関して貴職が次の額を承認することについて、神奈川県地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所評価委員会の意見は下記のとおりである。

承認額：195,183,899円

記

承認は妥当である。

以上

